

経済要録

国 内

◆ローン・パーティシペーションの導入について

6月1日、日本公認会計士協会が「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」を公表するとともに、大蔵省は、金融機関におけるローン・パーティシペーションの経理処理等に関する事務連絡を発出し、当該取引が導入されることとなった。ローン・パーティシペーションは、原債権を移転させずに、原債権に係る経済的利益とリスクを原債権者から参加者に移転させる契約。その一般的な仕組みは以下のとおり。

1. 原債権者と参加者の契約により、原債権者は、原債権の一定割合（参加割合）について、元利金として支払われた金銭等を受け取る利益（参加利益）を参加者に売却する。参加者は、その対価を原債権者に支払う。
2. 原債権者から参加者への元利金支払いは、原債権者が原債務者から元利金を受領した場合にのみ行う。
3. 参加者は、原債務者に対して直接的な請求権を有せず、原債務者への権利行使はできない。

◆金融機関の店舗設置等の取扱いに関する大蔵省の通達について

大蔵省は、6月2日、「金融機関の店舗設置等

の取扱いについて」の通達を発出した。同通達の主な内容は、①都銀等に残されていた店舗の設置数規制の完全撤廃、②競争制限的な機能を有している通達等の規制の見直し、の2点。

◆大蔵省、「金融システムの機能回復について」を発表

大蔵省は、6月8日、「金融システムの機能回復について」を発表した。その内容は以下のとおり。

金融機関の不良債権の早期処理は、我が国経済の喫緊の課題である。

金融機関の不良債権の現状をみると、破綻先債権・延滞債権を中心にその処理が進んでいるが、国民の金融システムの安定性に対する関心は一層の高まりをみせており、この問題の解決に更に積極的に取組むべきである。こうした状況を踏まえ、景気を本格的な回復軌道に乗せるためにも、不良債権処理を一段と促進し、金融機関の融資対応力の向上を図ることにより、経済活動に必要な資金の円滑な供給を期すこととする。

健全で活力ある金融システムは、我が国経済の安定的発展のため必要不可欠な前提である。我が国経済が今後21世紀に向けて、豊かで創造的な経済社会を築いていくために、残された概ね5年の間に、金利減免等を行っている債権をも含め、従来の発想にとらわれることなく金融機関の不良債権問題に解決の目処をつけること

とする。

このため、金融制度調査会においても基本的考え方について審議される予定であるが、大蔵省としては、当面次のような考え方により不良債権問題の早期解決に取り組み、金融システムの機能回復を図ってまいりたい。

金融機関の不良債権処理は、厳しい自助努力が前提であるが、最大限の努力を尽くした後になお解決すべき問題がある場合をも念頭に置きつつ、公的な関与のあり方をも含めた多角的な視点から広く議論が行われ、本問題に対する理解が深まることを期待する。

一．金融機関の資産内容

いわゆるバブル経済の発生・崩壊により資産価格が急激に変動したため、金融機関の資産内容は大きく悪化した。こうした不良債権問題への対応という我が国の金融機関が現在負っている課題の大きさは、昭和初期や終戦直後以来のものといえよう。

しかしながら、関係者の努力もあり、都市銀行等における破綻先債権・延滞債権の処理は漸く峠を越え、金融システム全体における不良債権問題に取り組みうる状況となっている。また、今日の我が国金融システムを取り巻く経済的基盤は、国民経済の基礎的諸条件や金融制度の整備状況等からみて、かつてとは比較にならない程強固なものとなっており、果斷な対応により、必ずや我が国経済の将来展望を開きうるものと考える。

1．都銀・長信・信託の状況

平成7年3月末における都市銀行、長期信用銀行、信託銀行の3業態・21行にかかる破綻先債権・延滞債権の合計額は約12.5兆円と

なっている。

しかしながら、この中には、債権償却特別勘定への繰入れにより既に処理された債権が含まれている。こうした処理済の債権が破綻先債権・延滞債権に占める割合は、平成5年3月末には2～3割程度であったが、平成7年3月末には6割近くまで上昇しており、破綻先債権・延滞債権の処理については概ね目処がついたと考えられる。なお、破綻先債権・延滞債権について、今後処理すべき額は、担保保全が行われていると推定される部分を控除すると、その残高の4分の1程度と考えられる。

破綻先債権・延滞債権のほかに、経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図るために、当初の約定条件を変更して金利減免・棚上げ等の措置を講じている債権が存在する。こうした金利減免等債権の平成7年3月末時点における概数は、都市銀行等21行ベースで10兆円強と見込まれる。金利減免等債権は、破綻先債権・延滞債権とは異なり回収を前提としているが、金融機関の収益を圧迫しているほか、将来、破綻・延滞化するリスクを内包していることに留意する必要がある。

2．金融機関全体の状況

金融システムの安定性を確保する観点からは、上記の都市銀行等21行のみならず、金融機関全体、とりわけ預金を取り扱う金融機関（都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農林系統金融機関）の資産内容を一層健全化していく必要がある。今後その状況は、後述のような資産の健全性に関するディスクロージャーの拡充により明ら

かになっていくものと見込まれるが、現時点における金融機関の破綻先債権・延滞債権及び金利減免等債権の総額は、上述の都市銀行等3業態にかかる破綻先債権・延滞債権の合計額（約12.5兆円）の3倍強と考えられる。

しかしながら、金利減免等債権の相当部分は正常債権化するものであることや破綻先債権・延滞債権にかかる債権償却特別勘定への繰入れ状況等を考慮すると、今後処理すべき額は、上記総額の一部にとどまることに留意する必要がある。但し、地価・株価等の資産価格の変動はなお完全に収束したとはいはず今後の動向には引き続き注目を要する。

二. ディスクロージャーの拡充

金融機関経営の透明性を高め、経営の自己規正を促す効果を有するディスクロージャーの拡充は、金融機関の不良債権等の早期処理を促す上で大きな意義を有する。また、ディスクロージャーの拡充は、預金者の自己責任原則確立のための基盤としても重要である。

このため、これまでのディスクロージャーの実施状況や信用秩序に与える影響にも配意しつつ、平成8年3月期決算から以下の方向でディスクロージャーの範囲の拡大を図るとともに、更に今後5年以内のできるだけ早期に、預金者の自己責任原則を確立するために必要なディスクロージャーが実現するよう努める。

(1) 都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国信用金庫連合会においては、従来の破綻先債権・延滞債権に加え、金利減免等債権についてもディスクロージャーを行う。

(2) 地方銀行、第二地方銀行協会加盟行においては、少なくとも、海外支店・現地法人を設けて銀行業を営んでおり国際的にも経営の透明性確保の要請が強い金融機関は、従来の破綻先債権に加えて延滞債権のディスクロージャーを行う。

(3) 協同組織金融機関については、その実態は多種多様であり一律に論ずることは困難であるため、組合員・会員の同質性、事業地域の範囲、事業の規模、員外者の利用可能性等を踏まえて、ディスクロージャーの範囲、方法、態様等について金融制度調査会において協同組織金融機関を巡るその他の問題と併せて検討を行い、平成8年3月期には協同組織金融機関の実態に即した資産の健全性に関するディスクロージャーを行う。

(4) 上記ディスクロージャーの範囲は最低限の目安であり、各金融機関が自主的な判断に基づき、これを越えるディスクロージャーを行うことは評価されるべきである。

三. 金融機関の自主的な経営健全化努力

金融システムの機能を回復するに際しては、金融機関が自ら担っている資金の円滑な供給等の社会・経済的役割を改めて認識し、その経営の健全性を確保することが基本である。

また、行政としても、概ね5年の間に、金利減免等債権を含む不良債権問題の解決に目処をつけるため、所要の環境整備を図り、金融機関の真摯な経営努力を促す。

1. 金融機関経営の一層の合理化

不良債権問題を早期に解決し、我が国金融システムの機能回復を図る観点から、金融機関に対して、店舗網の見直し、徹底した経費削減・合理化等、経営組織全体を通じた最大限の合理化努力を求める。

2. 支援先の現行再建計画の的確なフォローアップ

金融機関における破綻先・延滞債権の処理の進展等を踏まえ、金融機関から金利減免等の支援を受けているノンバンク・住宅金融専門会社等については、再建計画の進捗状況の的確な把握が行われるとともに、必要に応じ再建計画の抜本的見直しを含む適切な措置が講じられるよう、支援先及び支援金融機関の間での真剣な議論及び対応を促す。

なお、金利減免等債権を含む不良債権の処理に際し、金融機関の体力や収益環境に応じて弾力的に対応できるよう、段階的な処理方策を検討する。

3. 不良債権の処理方策の拡充

不良債権の処理については、償却・引当の改善や（株）共同債権買取機構の設立等、これまでに導入された施策の活用により、バランス・シート上の処理が進められてきたところであるが、今後、担保不動産の流動化等に向けた努力が一層要請される。

（1）金融機関の不良債権等に関して、信託方式及び特別目的会社を用いた流動化手法の積極的な活用を促す。

（2）金融機関の資産の再構成を容易にするため、今般導入したローン・パーティシペーション（金融機関の貸出債権に係る権利義務関係そのものは転移させずに、当該債権の経済的利益とリスクのみを債権者から第三者（参加者）に移転させる債権流動化方式）の活用を促す。

（3）（株）共同債権買取機構が保有する担保不動産について、情報提供の一層の拡充等により任意売却を促進するとともに、競売に付した担保物件を持込金融機関の自己競落会社が競落・処分する手法を導入するほか、金融機関の担保不動産一般についてその流動化のための施策を検討する。

4. 不良債権の前倒し処理に向けた決算対応

金融機関が、実態に即した決算対応を行い、自己資本の維持・充実等に配意しつつ不良債権について可能な限り前倒し処理を推進することにより、その資産内容を早期に改善し、内外の信頼確保に努めることを促す。

また配当についても、横並びや経緯にとらわれることなく、経営実態に即した決定を促す。

なお、信託銀行の不良債権処理に関連して、今般の決算において、特別留保金の取り崩しにより貸付信託勘定の不良債権処理を進めたケースがあったが、貸付信託一般についても、不良債権の償却原資の確保の方策につき検討する。

四．経営基盤強化のための金融機関の対応

不良債権の処理を進めるに際して、経営問題に対処し、あるいは、積極的に経営基盤の強化を図るため、合併等の方策を講じることも重要である。

1．経営基盤強化のための合併等

金融機関の経営基盤の抜本的な強化を図る観点から合併を選択する金融機関に対しては、その円滑な実現のために当局としても可能な限り支援・協力をを行う。なお、破綻金融機関については子会社化も選択可能となっている。

また、同種金融機関間の合併等だけでなく、利用者の金融ニーズの多様化が進む中では、相互補完効果の期待できる異種金融機関との合併等も経営基盤強化のため有効な選択肢の一つである。

2．金融環境の変化に対応するための転換

金融機関には銀行のほか、信用金庫、信用組合等の協同組織金融機関があり、相互扶助の精神に基づき、業務を行っている。今後とも、このような協同組織金融機関は、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある中小企業、個人等の分野において十分な金融サービスを提供していくために、存在意義を有しているものと考えられるが、今後、金融環境の変化が見込まれる中で、これに適切に対応するための一つの方途として、個別に、他の業態へ転換することも考えられる。当局としては、個別金融機関の経営判断を踏まえつつ、転換について法令の規定に基づき適切に対応する。

3．震災被災地域への支援

阪神・淡路大震災の被災地域においては、今後復興の本格化とともに、資金需要が高まっていくものと考えられるが、被災地の金融情勢の実態把握にさらに努めるとともに、地元の協力も得つつ、金融機関の機能が円滑に発揮されるよう適切に対処する。

五．金融機関の破綻処理

自助努力や合併等によっても、経営問題の克服が難しい場合には、経営破綻の処理を迫られることとなる。

金融システムは経済社会の活動基盤であり、金融機関の破綻処理は金融システムの安定性確保に十分配慮しつつ行う必要がある。経営破綻にいたる事情は多様であり、予め詳細な処理基準を定めておくことは困難であるが、破綻処理には公的な手段を用いる必要があるため、破綻処理に関する基本的考え方についてできるだけ国民の合意を形成しておくことが望ましい。今後、金融制度調査会の審議も経た上で、早急に破綻処理の基本方針を取りまとめることが、その間に対応を要する事態が生じた場合には、当面以下の考え方に基づき処理に当たることとしたい。

1．信用秩序の維持

預金保険制度は、個別金融機関の経営破綻に際し、預金者を保護することによって預金の安全性に対する国民の信頼を確保し信用秩序の維持を図ることを目的とするものである。その発動によって保護されるべきは預金者、信用秩序であって、当該破綻金融機関、経営者、株主・出資者、従業員でないことは言う

までもない。

なお、預金は、決済手段であるとともに身近な貯蓄手段として、金融商品の中でも最も安全性が求められていることから預金保険の対象となっている。金融自由化により金融商品の多様化が進んでいるが、利用者においては、収益性や安全性等を総合的に考慮した上で、自己責任原則の上にたった金融商品の選択が求められる。

2. 預金保険の発動形態

(1) 預金保険の発動形態には、預金保険金の支払い（いわゆるペイオフ）と営業譲渡・合併等に対する資金援助がある。

具体的な破綻処理方法の選択に当たっては、金融システムの安定性確保を前提に、預金者保護・預金者利便、地域の金融の円滑、我が国金融機関に対する国際的な信認への影響等を総合的に勘案しえきる限り社会的コストの小さい処理方法を選択する必要があるが、併せて経営者・預金者等のモラルハザードの防止についても配慮する必要がある。

(2) ペイオフは、

- ①保険金支払いに時間を要することによる預金者の日常生活や中小企業等の資金繰りへの支障、
 - ②金融機関の清算による地域の金融の円滑や利用者利便への支障、
 - ③預金に対する信認の動搖や決済システムの連鎖を通じた損失の伝播等の恐れ、
 - ④我が国金融機関に対する国際的な信認低下の恐れ
- 等、経済社会全体からみてコストの大き

な処理方式である。米国においてもペイオフは小規模な金融機関について例外的に実施されているだけである。

他方、資金援助方式は、営業が継続され、違法な預金を除く全ての預金等が全額保護されるため、一般預金者、取引企業、関係金融機関、内外の信用秩序に与える影響は小さい反面、処理を引受ける金融機関がない場合には行き得ないほか、預金者のモラルハザードというリスクが伴う。

以上の諸点を総合的に勘案すると、我が国においても、金融機関の破綻処理に際しては、基本的には、資金援助方式の可能性をまず追求することが適當ではないか。ペイオフは、信用秩序へ重大な影響を及ぼさないことを前提に、例えば、株主・出資者の損失負担、関係金融機関等による支援、預金保険機構からの資金援助が行われても営業譲渡等の処理ができない場合に行われることとなる。

(3) 現時点において直ちにペイオフという形で預金者に経営破綻による損失の分担を求めることは、

- ①金融機関の破綻処理に当たって、金融機関を信頼した善意の預金者に損失を求めるについての明確な国民的コンセンサスが形成されていないこと、
- ②金融機関が不良債権問題を抱えており信用不安を醸成しやすい状況にあること、
- ③ディスクロージャーが実施過程にあり、預金者に自己責任を求めるに足る情報が提供されていないこと、

等から、困難であると思われる。できるだけ早期に、遅くとも5年以内に、預金者についても自己責任原則を問うる環境整備を完了することが適当と考えられる。

また、その間においても、ペイオフと資金援助による預金の全額保護との中間的な処理も可能となるよう、預金保険制度の破綻処理方法の多様化について早急に検討する。その際、現行預金保険制度においてはペイオフを行う場合には利子は保護対象とならないが、利子相当額を含めて預金保険の対象とするといった制度改正もあわせて検討する。

なお、ペイオフを行わず、合併・営業譲渡に対する資金援助という処理が行われる場合においても、違法な預金については保護されず、また、預金者が金融機関に対して負っている債務が履行遅滞等の状態にあり、相殺が行われる場合には預金の払戻しがなされることは言うまでもない。

3. 預金保険制度の資金援助方式の発動要件

預金保険は、平成4年4月1日以降、これまで資金援助方式により七回その発動が決定されたが、発動要件については厳格化を図ってきている。今後の資金援助の発動に関しては、原則として以下の要件が満たされることを前提とする。

- ① 経営陣の退任を基本とし、更に経営破綻の原因を招いた者については、その責任に応じ、法の枠組みの中で、経営責任が厳格に追求される。
- ② ペイオフの場合には株主・出資者は保有している株式、出資について損失を負担することとなるが、資金援助の場合にも原則

として同様に負担を求める。

- ③ 資金援助の際、徹底的な合理化計画が策定される。
- ④ 関係金融機関等による可能な限りの支援が実施される。

4. 預金保険の発動を超えた特別の対応

破綻の程度が著しい場合や適切な破綻金融機関の受け皿がない場合には、預金保険制度の資金援助方式のみによっては処理し難いケースもあり得る。

先般の二つの信用組合の破綻に際しては、破綻の程度が著しく、関係金融機関による支援や預金保険制度の資金援助方式のみによっては合併や営業譲渡等による処理ができない状況にあったが、他方ペイオフにより預金者に損失を求めることも、信用秩序に与える深刻な影響を考慮すれば困難であった。このため、破綻金融機関は清算して消滅させた上で預金者を保護し信用秩序を守る方策として、受皿銀行を設立して破綻金融機関の事業譲渡を行った。本件処理に際して、金融機関の存立・活動の基盤である預金に対する国民の信認、ひいては信用秩序を守るため、広く全国の民間金融機関に資金の拠出を要請するとともに、日本銀行法第25条に基づく措置を発動した。

(1) 預金者にも自己責任の原則を問うる環境が整備されるまでの間においては、通常の預金保険による資金援助の発動要件以上に厳格な条件を課したうえで、資金援助方式を超えるこのような特別の対応を講ずることもやむをえない。

(2) その場合においても、預金保険機構の

機能の拡充による対応も考えうるところであり、例えば、民間金融機関への幅広い資金の拠出要請にかえて、預金保険機構が時限的に付加保険料を徴収して信用秩序維持のための追加的な資金拠出を可能とすることも考えられる。

(3) 流動性の確保については中央銀行の重要な機能であり、日本銀行法第25条に基づく措置も必要に応じて発動が求められる。構造的な経営危機への対応としての日本銀行法第25条に基づく措置については、金融システムの安定性を国民全体の負担で確保する枠組みが確立されていない現状では、金融システムの機能回復に異例の努力を求められている今後5年間においては、その発動もやむをえない場合がある。しかしながら、これはあくまで緊急避難的措置であり、通常の預金保険の資金援助等による処理だけでは我が国信用秩序への重大な影響が避けられない場合等に限り、慎重に対応されるべきものと考えられる。

5. 都道府県監督下の金融機関

都道府県に監督権限が委任されている金融機関については、破綻処理についても監督責任を有する都道府県が当たることとなるが、国・中央銀行も我が国の信用秩序維持の観点から都道府県と緊密な連携・協力を図る。

六. 検査・監督の充実

1. 金融機関経営の健全性確保

金融自由化が進展するなかで、金融システムの安定性を確保していくためには、金融機

関が、内部管理の充実やリスク管理能力の向上を図り、その経営の健全性確保に努めることが一層必要になっている。

こうした観点から、金融機関が健全性諸比率基準を自らの経営のベンチマークとして積極的に位置づけ、環境の変化に対応して一層適切なリスク管理を行うことが求められている。

監督当局としては、金融機関の自己責任原則の一層の徹底を図る観点から、内部検査等の充実・強化を求めるとともに、ディスクロージャーの拡充等により市場のチェック機能をできるだけ活用しつつ、金融機関経営の健全性が確保されるよう努める。

2. 検査・監督機能の一層の活用

検査・監督は、従来より金融機関経営の健全性を確保する上で大きな役割を果たしてきたが、いわゆるバブルの発生・崩壊という金融環境の激動期においては事前の経営チェック機能を必ずしも十分果たしたとはいえない難い面がある。

近年の金融機関を巡る環境の変化に対応するため、検査・監督にかかる要員や研修の充実等に努め、検査・モニタリング機能の一層の活用を図る。

また、検査・モニタリングの結果、多額の不良債権の発生等が認められた場合には、時機を失すことなくこれに対応しうるよう、客観的指標に基づき金融機関経営の早期是正を求める措置の導入等について検討する。

3. 信用組合の検査・監督体制等の充実

先般の東京の二つの信用組合の破綻処理を巡る議論の中で提起された、信用組合経営の

健全性確保に関する問題については、協同組織金融機関制度の理念を踏まえ、金融自由化の進展に伴う業務の拡大、事業規模の拡大、都市部における協同組織性の希薄化等、協同組織金融機関の実態の変化に留意しつつ、十分検討する必要がある。

このような観点から、理事の兼職、ディスクロージャー、監査のあり方、検査・監督体制のあり方等について制度改革も含めて金融制度調査会において審議を行うとともに、当面、検査・監督体制等の充実について以下の方策を講ずる。

- ① 信用組合の経営の健全性を確保する観点から、法令に基づく大口融資、員外預金の受入れ及び員外融資にかかる規制、また理事の関連企業への貸付にかかる理事会承認において当該理事は決議に参加しないことについてその徹底を図り、違反行為については、業務改善命令の発動、理事の解任等厳格な対応を行うよう都道府県を指導する。
- ② 信用組合の検査・監督体制を整備するため、国・都道府県の要員の充実や研修内容の充実を図るとともに、都道府県との間の定例協議を設け意見・情報交換を行い、また人的交流を促進することにより、国と都道府県の協力関係の一層の緊密化を図る。
- ③ 信用組合においても第三者的見地からのチェックを行う必要性が高まっていることから、信用組合がその監事に外部の金融精通者を加えるよう都道府県を指導するとともに、全国信用組合中央協会が運営する全国信用組合監査機構の監査の充実について同協会を指導する。

◆店頭登録特則銘柄制度の新設について

日本証券業協会は、6月21日、店頭登録基準検討等懇談会の報告書「店頭登録特則銘柄について」を発表した。同報告書で新設が謳われた店頭登録特則銘柄制度は、現行の登録基準に達していない研究開発型企業等に株式店頭市場における資金調達の途を開くことを目的としており、対象となる企業は、①事業内容に新規性があり、将来性があると認められること、②売上高（収入金額）に対する研究開発に要する費用が3%以上であること、が条件。また、登録基準については、①発行済株式数は問わない、②利益基準は設けず、赤字企業の公開も認める、等の特例を設定している。

◆緊急円高・経済対策の具体化・補強を図るための諸施策について

政府は、6月27日、「緊急円高・経済対策の具体化・補強を図るための諸施策」を閣議決定した。その内容は以下のとおり。

はじめに

政府としては、既に、景気に配慮した7年度予算に加え、去る4月には緊急にとり得る可能な限りの措置として、緊急円高・経済対策を策定し、その一環として7年度補正予算を編成したところであるが、現在の厳しい経済情勢に鑑みると、同対策の効果を更に高めるため、早急にその具体化と補強を図り、景気の回復基調をより確実なものとする必要がある。

緊急経済閣僚懇談会は、今般、関係大臣や与党の協力を得て、「公共事業等の施行対策に関する関係閣僚による連絡会議」における検討をも

踏まえ、以下のような4つの観点に立ち、緊急円高・経済対策の一層の推進を図るものである。

第一に、景気の先行きに対する不透明感を払拭し、現在の回復基調をより確実なものとするとともに、我が国経済の中長期的な発展を確保するため、機動的に内需振興を図ることが必要である。このため、公共事業等の施行の促進を図るとともに、今年度下期においても必要かつ効果的な予算措置を講じる必要がある。

第二に、経済構造改革を推進し、我が国経済の将来的な発展環境を確立するため、経済フロンティアの拡大等を図るとともに、輸入・対日投資の促進、内外価格差の是正・縮小等を進めが必要がある。

第三に、景気の不透明感の高まりにより国民生活に悪影響が生ずることのないよう、雇用の安定の確保、中小企業対策、円高メリットの還元を図る必要がある。

第四に、我が国経済の安定的発展のためには、健全で活力ある金融システムや証券市場の活性化は不可欠であり、このための諸施策を講ずる必要がある。

以上のような観点からの施策を可及的速やかに、かつ、果断に推進することにより、我が国経済の回復基調を確実なものとすることを期する。

1. 内需振興策

(1) 公共事業等の施行の促進

① 平成7年度における公共事業等の執行については、上半期における契約済額の割合が阪神・淡路大震災の被災地域を除き75%以上となることを目途として、施行の促進を図る。被災地域についても、地域の実情を踏まえつつ、公共事業等の円滑な施行を

図る。

なお、平成7年度補正予算分の公共事業等についても、積極的な施行を図るものとする。

② 地方公共団体においても、これに準じて地方単独事業を含む公共事業等の施行の促進を図るよう要請する。

(2) 適切かつ機動的な財政運営

今後の景気動向を見極めながら、公共事業等の施行促進に伴う年度後半の事業費の状況、我が国経済構造の変化への対応等に配意しつつ、今年度下期においても必要かつ効果的な予算措置を講ずるものとする。

(3) 特別減税

平成8年度においても、景気が特に好転しない限り、所得税及び個人住民税の特別減税を継続する。

(4) 公共投資基本計画の実施

公共投資基本計画については、高齢化社会が本格化する21世紀に向け、財政の健全性に配慮しつつ、積極的な促進に努める。

2. 経済構造改革の推進

(1) 経済フロンティアの拡大

①研究開発の強力な推進

政府研究開発費のできるだけ早期の倍増、ポスドク人材（博士課程修了者）の活用・支援、インフラの整備、産学官の連携促進及び知的財産の適切な保護強化等を図る。

②新規事業への支援の推進

創業期、立ち上がり期における資金調達を円滑にするため、公的機関による支援、

店頭特別市場の創設や知的財産権の活用の円滑化等による資金調達環境の整備、人材確保の円滑化を図るなど新規事業育成策を推進する。

③情報化指針案の策定運用の迅速化

公共分野の情報化に関する実施指針案を7月末までに策定し、その迅速な実施を図る。

(2) 産業構造転換の加速化

①企業の事業革新のための措置

事業革新法の対象業種に35業種を追加するとともに、設備投資減税の対象設備を拡充する。また、特定業種に準ずる業種を定め、低利融資を実施する。

②地域における経済活力の維持・発展の促進

地域企業の集積や企業間の連携、協力等を通じて、地域における産業構造の転換を円滑化する。

③産業基盤の整備

産業構造転換の円滑化、経済フロンティア拡大等の観点から、研究開発・情報化、リサイクル等に資する産業基盤の整備を推進する。

(3) 輸入・対日投資促進策

①対日アクセス改善のための体制確立

輸入及び対日投資の思い切った拡大を官民挙げて実現するため、以下のような体制を早急に確立する。

- ・数分野について市場アクセス実態調査を行い、内外の有識者からなる委員会（早期に設置）による客観的な評価を加える。この調査の進捗状況等を踏まえ、輸入協議会において「対日市場アクセス改善指

針」をとりまとめる。

- ・「対日投資会議声明」に基づき、7月3日に同会議専門部会を開催し、輸入・対内投資法のあり方等につき、在日外国商工会議所、外国企業等からの意見・要望を聴取し、適切に対応する。

②輸入・対日投資促進策の推進

- ・対内投資を促進し、輸入関連事業者の集積による輸入拡大を図るため、支援策を推進する。
- ・自動車の輸入部品流通促進体制の整備等を行う。
- ・政府関係金融機関の融資制度による対日アクセス改善を推進する。

(4) 内外価格差の是正・縮小に向けた新たな取り組み

調査対象品目を拡充した上で、毎年一斉に内外価格差調査を実施し、内外価格差の要因（各種規制、取引慣行等）の分析の結果を公表するとともに、毎年行政改革委員会に報告し、規制緩和推進計画の改定に反映させる。

(5) 規制緩和等の推進

① 規制緩和の着実な推進

第1回の規制緩和白書を7月中に作成、公表する。また、内外からの意見・要望、行政改革委員会の監視結果等を踏まえつつ、規制緩和を着実に推進するとともに、規制緩和推進計画の3年計画としての前倒し実施の具体化を図ることとし、本年末までに計画を見直し、本年度末までに改定する。

- ② 経済計画の中に織り込むべく検討している高コスト構造是正・活性化のための行動計画に可能な限り定量的な目標を盛り込む。

3. 国民生活に対する円高の影響への対応

(1) 新総合的雇用対策の実施

緊急円高・経済対策における雇用対策の効果を一日も早く、より確実なものとするため、産業的視点のみならず、地域の実情に根ざした以下の総合的な雇用対策を展開する。

i) 新たな失業の発生の防止

① 7月1日施行の改正業種雇用安定法に基づき、直ちに、高炉製鉄、自動車部品製造等42の特定雇用調整業種（労働者数103万人）を指定する。

② 特定雇用調整業種については、各産業の動向、労使関係者の意向をも踏まえ、迅速、機動的な追加指定を行うとともに、失業なき労働移動を支援するため、労働者を受け入れた事業主に対する賃金助成等の援助措置を適切に実施する。

③ 雇用調整助成金については、特定雇用調整業種及び、既に雇用調整助成金の指定業種とされている233の業種の現行指定期間内について、高率助成を維持する。

④ 雇用維持の方策についてコンセンサスを形成するため、労使代表を含む関係者で構成される都道府県レベルの「円高等雇用対策協議会」を7月上旬までに開催する。

⑤ さらに、地域レベルのコンセンサスを形成するため、100を超える「円高等雇用対策連絡協議会」を7月中に開催するとともに事業主団体等を通じての雇用情報の収集、提供活動を早急に開始する。

ii) 新規学卒者、未就職卒業者等の就職促進対策の強化

① 新卒者の採用枠拡大に関し、労働大臣より主要経済団体への要請を行うとともに

に、公共職業安定所を通じ、中堅、中小企業に配慮しつつ求人情報を的確に収集する。

② 新卒者に対しきめ細かく求人情報を提供し、就職面接会を計画的に全国で実施するとともに、「大学等新卒者求人一覧表」の公開等を早期に行う。

③ 未就職卒業者については、職場実習等の体験を通じた就職機会の拡大を図るとともに、早期就職に必要な職業訓練を実施していく。

④ 高年齢者を中心とした失業者の再就職の促進を図るため、上記協議会の活動及び雇用情報をも活用して、求人開拓を強力に実施するとともに、きめ細かな職業相談、職業紹介を推進する。

iii) 高付加価値分野、新分野創造を担う人材育成の推進

企業のニーズに応じた人材育成を図るために、上記協議会の場をも活用し、事業主団体向け説明会を集中実施し、事業主の訓練ニーズの把握を行うとともに、訓練コースを各種公共職業能力開発施設に早急に設定し、速やかに実施する。

(2) 中小企業対策

緊急円高・経済対策における中小企業対策を推進するため、中小企業の経営基盤の安定・強化及び新規事業分野開拓を支援する。

i) 中小企業の経営基盤の安定・強化

① 中小企業金融公庫、国民金融公庫等の低利融資制度、信用補完制度等による中小企業金融の充実を図るとともに、その活用を促進する。

② 円高により地域経済に影響を受けてい

る地域をはじめ、各地の関係団体を通じたきめ細かい相談事業、巡回指導事業を実施する。

- ③ 全国及び各都道府県の下請企業振興協会を通じた下請中小企業のための発注開拓の強化を推進する。

ii) 中小企業の構造改革対策

- ① 中小企業創造的事業活動促進法等及び関連措置により、中小企業の創業、研究開発等を積極的に支援する。
- ② 中小企業創造的事業活動促進法等が中小企業によって積極的に活用されるよう、事業開拓等に関するきめ細かい実施指導事業を推進する。
- ③ 地域の特色を活かした地域中小企業の自律的な発展を促進するため、特定中小企業集積活性化法の活用を促進する。

(3) 円高メリットの還元の促進

早急に再度の円高メリット浸透状況調査を実施するとともに、「円高メリット浸透状況等意識調査」を実施し、テレビ、新聞等の政府広報の活用により情報提供を図る。

4. 金融・証券市場に関する施策

(1) 証券市場活性化策

証券市場の活性化に必要な環境整備のためには、以下の措置を講ずる。

- ① 将来性あるベンチャー企業等の資本市場における円滑な資金調達を促進するため、店頭特則市場を7月中に開設する。
- ② 株式市場の活性化の観点から、自己株式の取得を促進するため、発行企業に対して自己株式取得への積極的取組みを引き続き

要請するとともに、利益消却時におけるみなし配当課税を行わないこととする特例措置を講ずることとし所要の検討を進める。

- ③ 個人投資家の株式投資を促進するため、新たな融資制度を創設する等信用取引制度の改善を図る。
- ④ 社債の流通市場の整備を図っていくために、7月より新たに研究会を設けて、受渡し・決済制度の改善について検討を行う。

(2) 資金供給の円滑化

金融機関に対し、既存企業の金融の一層の円滑化を図るとともに、ニュービジネスの創出支援の観点からも、担保を偏重せず事業の将来性等に着目する姿勢の下に、資金供給態勢を更に強化するよう要請する。

(3) 担保不動産等の流動化策の拡充

(株)共同債権買取機構が保有する担保不動産に関する情報提供の一層の拡充等、金融機関等の保有する担保不動産等の流動化策の拡充を図る。また、新たな流動化方策について検討を進め、可能なものからその活用を促す。

(4) 金融システムの安定性確保

- ① 金融機関の破綻処理等については、公的資金など公的な関与のあり方を含めて、直ちに検討を開始する。このため、金融制度調査会に「金融システム安定化委員会」を設置する。
- ② また、同委員会において、預金保険制度の拡充等につき法改正を含めて検討し、次期通常国会を目処に所要の改正法案を提出するよう努める。

◆現行金利一覧

(7年7月17日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期() 内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とす る貸付利子歩合	1.0	7. 4.14 (1.75)
・その他のものを担保とする 貸付利子歩合	1.25	7. 4.14 (2.0)
短期プライムレート	2.0	7. 7.14 (2.375)
長期プライムレート	2.7	7. 7.12 (3.1)
政府系金融機関の貸付基準利		
・日本開発銀行	3.25	7. 7.14 (3.65)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	3.25	7. 7.14 (3.65)
・住宅金融公庫	3.60	7. 6. 7 (3.80)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年) (期間5年~7年) (期間7年以上)		
3.15	7. 7.14 (3.55)	
3.20	7. 7.14 (3.60)	
3.25	7. 7.14 (3.65)	

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行の
もの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中
で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用
レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(7年7月17日現在)

	發 行 条 件	改定前発行条件
国 債(10年)	〈7月債〉 応募者利回り(%) <u>2.807</u> 表面利率(%) <u>3.0</u> 発行価格(円) <u>101.50</u>	〈6月債〉 3.230 3.4 101.28
割 引 国 債(5年)	〈7月債〉 応募者利回り(%) <u>2.473</u> 同税引後(%) <u>2.000</u> 発行価格(円) <u>88.50</u>	〈5月債〉 3.122 2.516 85.75
政府短期証券(60日)	〈7月12日発行分～〉 〈4月19日発行分～〉 応募者利回り(%) <u>0.751</u> 割引率(%) <u>0.750</u> 発行価格(円) <u>99.8767</u>	0.876 0.875 99.8562
政府保証債(10年)	〈7月債〉 応募者利回り(%) <u>3.000</u> 表面利率(%) <u>3.0</u> 発行価格(円) <u>100.00</u>	〈6月債〉 3.400 3.4 100.00
公募地方債(10年)	〈7月債〉 応募者利回り(%) <u>3.013</u> 表面利率(%) <u>3.0</u> 発行価格(円) <u>99.90</u>	〈6月債〉 3.413 3.4 99.90
利付金融債(3年物)	〈7月債〉 応募者利回り(%) <u>1.300</u> 表面利率(%) <u>1.3</u> 発行価格(円) <u>100.00</u>	〈6月債〉 1.600 1.6 100.00
利付金融債(5年物)	〈7月債〉 応募者利回り(%) <u>1.800</u> 表面利率(%) <u>1.8</u> 発行価格(円) <u>100.00</u>	〈6月債〉 2.200 2.2 100.00
割引金融債	〈7月後半債〉 応募者利回り(%) <u>0.654</u> 同税引後(%) <u>0.542</u> 割引率(%) <u>0.64</u> 発行価格(円) <u>99.35</u>	〈7月前半債〉 1.030 0.847 1.01 98.98

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆米国、金融調節姿勢をやや緩めに変更

グリーンスパン米国連邦準備制度理事会(FRB)議長は、7月6日、金融調節姿勢を幾分緩和することを発表した。この結果、フェデラルファンド・レートは約0.25%低下した(6%前後→5.75%前後)。政策変更の理由としては、94年初以降の金融引き締めの結果、インフレ圧力が後退したことを挙げている。

◆米国連邦公開市場委員会(FOMC)、5月23日開催の同委員会議事録を公開

米国連邦公開市場委員会は、7月7日、5月23日開催の同委員会議事録を公開した。その主な内容は以下のとおり。

(景気見通し)

景気拡大ペースはこのところさらに減速し、労働・製品需給の逼迫度合いは幾分緩和している。先行き短期的には在庫調整が成長率を押し下げるところみられるが、本年後半から96年にかけては、金利低下の効果等が需要を下支えることにより、経済は潜在成長率近辺の成長ペースに戻ることが予想される。

最終需要コンポーネント別にみると、個人消費は金利低下や株価上昇に伴う家計のバランスシート改善等から増勢が続くが、耐久消費財の更新需要出尽くしや雇用・賃金の伸び鈍化もあって、増加のペースは減速するであろう。

設備投資は、これまでのところ好調な企業収益や銀行の融資条件緩和もあって大幅な増加が続いているが、先行きは稼働率の低下等を反映して、高水準ながら伸び率鈍化の方向に向かうと考えられる。住宅投資は高水準の在庫が足枷となっているが、昨年末来のモーゲージ金利の大幅低下により先行き若干の改善が見込まれる。輸出は、本年入り後、メキシコの経済調整により減速したが、今後、米国製品の競争力改善によって再び勢いを取り戻すであろう。

財政政策については、目下、不透明な要素が多いが、本年後半以降、かなり思い切った赤字削減策がとられる公算が高い。このため、数名の委員が、今後の財政政策の金融市场に与える影響を金融政策決定の際に勘案しなければならないと主張した。

(物価見通し)

多くの委員は、経済が目下、潜在成長力近傍にあるだけに、今後再び平均成長率を上回る拡大パスに戻った場合には、インフレ圧力が強まる可能性があると指摘した。しかしながら、他の委員は競争の激化や賃金コストの落ち着き、企業の生産性向上努力の継続等により、価格上昇圧力は抑制されると主張した。

(政策スタンス)

短期的な景気減速の度合いと潜在的な需要の強さが不透明であるため、当面は景気展開を注意深くモニターし、追加的情報を待つことが適切と判断した。全委員は引き締め、緩和いずれ

のバイアスなしに現状の政策スタンスを維持することを支持した。

◆米国連邦準備制度理事会、経済見通しおよび金融政策運営等に関する議会証言

グリーンズパン F R B 議長は、7月、「1978年完全雇用および均衡成長法（いわゆるハンフリー・ホーキンス法）」に基づき、経済見通しおよび金融政策運営等に関する半期報告書を議会に提出するとともに、下院および上院銀行委員会（各19日、20日）において証言を行った。これらの概要は以下のとおり。

1. 景気・物価動向

95年第2四半期の実質G D P成長率（表1）は、①最終需要の伸び鈍化が第1四半期よりも若干強まっているとみられること、②在庫調整が5・6月にかなり進捗したことから、明らかに前期比不变（ゼロ近傍）となった。意図せざる在庫増はかなり解消される方向にあり、在庫調整がより広範化し景気後退に突入するリスクは縮小に転じているが、なお払拭できない。

今後の景気展望としては、年後半には実質成長率は上昇に転じ、96年は潜在成長率近傍の緩やかな伸びとなる可能性が高い。

—— 景気押し上げ材料としては、メキシコ経済の調整進展、対外競争力の向上による輸出のプラス寄与、年初来の金利低下による住宅や設備投資の下支えを見込んでいる。

インフレ懸念は、前回証言（95年2月）に比べ後退している。

—— 主な材料は、昨年来の予防的金融引き

締めが奏功し、稼働率が低下し、失業率が若干上昇するなど、需給緩和が見込めること、内外の景気減速による原材料価格の安定、およびこのところのドル相場安定による輸入物価の頭打ち。

2. 金融政策運営

インフレ懸念の後退から従来ほどの金融引き締めは不要と判断し、7月の連邦公開市場委員会（F O M C）でF F レートを0.25%引き下げた。

また、（今後のさらなる金融緩和の可能性等、政策の方向性に関する言及はなかったものの、）景気の下振れリスク、上振れリスクともあるので、F R B は景気動向の把握に最善を尽くすことを表明した。

今後の財政赤字削減が、経済に大きなダウンサイド・リスクをもたらすとの考え方には組しないが、金融政策立案に当たっては財政政策の影響も勘案していく。

マネーサプライの目標レンジ（表2）については、以下のとおりと発表した。

① 95年の目標レンジ見直し：M₂と負債（モニタリング・レンジ）は前回証言時のレンジを据置き。M₃については2～6%に上方改定（前レンジ比+2%ポイント）。

—— M₃は、前回証言どおり、89年来の銀行部門のB/S調整による押し下げが今年に入り解消。レンジの上方改定はこの動きを追認したテクニカルなもので、政策変更を意味しない。

② 96年の目標レンジ：M₂・M₃・負債とも、95年の目標レンジ、モニタリングレンジと同一に設定。

(表1)

主要経済見通しの推移

(単位 第4四半期対比 %)

	1994年			95年			96年
	94年2月→94年7月→(実績)			94年7月→95年2月→95年7月			95年7月
実質GDP	3.0~3.25	3.0~3.25	4.0	2.5~2.75	2.0~3.0	1.5~2.0	2.25~2.75
CPI総合	3.0程度	2.75~3.0	2.7	2.75~3.5	3.0~3.5	3.125~3.375	2.875~3.25
失業率	6.5~6.75	6.0~6.25	5.6	6.0~6.25	5.5程度	5.75~6.125	5.75~6.125

(注) CPI総合は都市部全人口ベース、失業率は軍人を除くベースの第4四半期平均(以下同じ)。

(表2)

マネーサプライの目標レンジの推移

(単位 第4四半期対比 %)

	1994年		95年			96年
	94年7月→(実績)		94年7月→95年2月→95年7月			95年7月
M ₂	1.0~5.0	1.0	1.0~5.0	1.0~5.0	1.0~5.0	1.0~5.0
M ₃	0.0~4.0	1.4	0.0~4.0	0.0~4.0	2.0~6.0	2.0~6.0
国内非金融部門 負債残高 (モニタリング・レンジ)	4.0~8.0	5.3	3.0~7.0	3.0~7.0	3.0~7.0	3.0~7.0

◆ブンデス銀行、95年マネーサプライ(M₃)目標値の維持および最低準備率の引き下げ等を決定

ブンデス銀行は、7月13日の中央銀行理事会において、以下の措置を決定、発表した。

(1) 95年マネーサプライ(M₃)目標値(94年第4四半期比年率+4.0~6.0%)の維持。

(2) 最低準備率の引き下げ等(8月1日より実施)。

- ・当座性債務(当座性の預金および借入債務)にかかる最低準備率5.0%→2.0%
- ・貯蓄預金にかかる最低準備率2.0%→1.5%
- ・金融機関の手元現金の準備算入制度廃止(現行は25%を限度に算入可)

本件に関するブンデス銀行の対外公表文の要旨は以下のとおり。

(1) マネーサプライ目標について

① ブンデス銀行は、今回の理事会において95年マネーサプライ目標を再検討し、昨年12月に決定したM₃目標値(94年第4四半期比年率+4.0~6.0%)は、基本的に適切であると評価した。

② M₃は、これまでのところ95年目標を大幅に下回っている。これは、94年末にかけてみられたMMFの急増に加え、長期金融資産投資の力強い増加——こうした増加の背景のひとつは、94年初に生じた流動性の滞留に対する予想外に力強い修正の動き——によるものである。このために、現在マネーサプライはそのトレンドから大きく下方に乖

離している。金融機関貸出の動向をみると、マネーサプライの下方乖離は、長期金融資産投資における修正の動きが弱まるにつれて縮小するかもしれない。

(3) ブンデスバンクの前回3月末の利下げは、マネーサプライの増加を加速させ、目標値に接近させることに寄与するはずである。中期的に安定的なマネーサプライの増加を確保するためには、強引に目標に接近させるのではなく、徐々に目標に近づいていくことが望ましく、かつそれで十分である。したがって、現時点では、一層の金融政策手段を講じることによって、マネーサプライの増加を一層促進すべきかどうかは白紙である。

(4) ブンデスバンクは、M₃が依然として金融政策上の中心的操作目標であると評価している。近年、マネーサプライ增加の短期的な振れは増大してきたことは事実であるが、マネーサプライ

と物価動向の間の長期的な関係はなお不安定化していない。

(2) 最低準備率の引き下げ等について

- ① 最低準備制度の改正は、93年、94年と過去2回にわたって実施された後、今回の措置により完了することになる。3次にわたる改正の結果、最低準備率は、当座性債務(2.0%)、定期性債務(2.0%)、貯蓄預金(1.5%)の3種類について、低水準に設定され、相互間の関係も適切なものとなった。
- ② 貯蓄預金にかかる最低準備率の引き下げ(2.0%→1.5%)は、とりわけ金融機関手元現金の準備算入制度廃止に伴い相対的に大きな準備負担を被ることになる金融機関負担を軽減することになる。
- ③ 新たな最低準備制度の仕上げ措置となつた今回の準備率引き下げは、最低準備制度の金融政策上の機能、——すなわち中央銀行預金に対する銀行の需

最近の最低準備率の推移

(単位 %)

実施日	対居住者債務								対非居住者債務			
	当座性債務		定期性債務		貯蓄預金		当座性債務	定期性債務	貯蓄預金			
	1千万DM以下	1千万DM超 1億DM以下	1億DM超	1千万DM以下	1千万DM超 1億DM以下	1億DM超	1千万DM以下	1千万DM超 1億DM以下	1億DM超	当座性債務	定期性債務	貯蓄預金
82年10月1日	6.4	8.65	10.15	4.5	6.0	7.15	4.2	4.35	4.5	10.15	7.15	4.5
86年5月1日	6.0	9.0	11.0		4.5			3.75		11.0	4.5	3.75
87年2月1日	6.6	9.9	12.1		4.95			4.15		12.1	4.95	4.15
93年3月1日	↓	↓	↓		2.0			2.0		↓	2.0	2.0
94年3月1日		5.0			↓			↓		5.0	↓	↓
95年8月1日		2.0			↓			1.5		2.0	↓	1.5

要を十分に満たし、その流動性の緩衝機能により短期金融市場の安定化に資する機能——に疑問を投げかけるものではない。同時に業務の対外シフト等の動きは、今回の措置により抑制されいくことになろう。

- ④ 今回の措置に伴い、金融機関の預金準備およびそれに関連するブンデスバンクのオペからの資金調達額は、おそらくネットで70億マルク程度減少するとみられる。

◆英国、メージャー首相、内閣改造を実施

メージャー首相は、7月5日、内閣改造を実施した。今回発表された新内閣の布陣は以下のとおり。

首 相	John Major (留任)
第一国務相兼 副 首 相	Michael Heseltine (前貿易産業相)
蔵 相	Kenneth Clarke (留任)
外 相	Malcolm Rifkind (前国防相)
内 相	Michael Howard (留任)
貿易産業相	Ian Lang (前スコットランド相)
国 防 相	Michael Portillo (前雇用相)
農 相	Douglas Hogg (新任)
教育雇用相 ^(注)	Gillian Shephard (前教育相)
環 境 相	John Gummer (留任)
社会保障相	Peter Lilley (留任)
運 輸 相	Sir George Young (新任)
厚 生 相	Stephan Dorrell (前国民文化相)
国民文化相	Virginia Bottomley (前厚生相)
スコットランド相	Michael Forsyth (新任)
ウェールズ相	William Hague (新任)
北アイルランド相	Sir Patrick Mayhew (留任)

ランカスター相	Roger Freeman (新任)
枢密院議長兼 下院院内総務	Antony Newton (留任)
国務尚書兼 上院院内総務	Viscount Cranborne (留任)
大 法 官	Lord Mackay of Clashfern (留任)
大蔵省担当閣内相	William Waldegrave (前農相)
無任所国務相 (党議長)	Brian Mawhinney (前運輸相)

(注) 今回の内閣改造に際し、雇用省を教育省と統合のうえ、一部機能を貿易産業省に移管。

◆フランス、ジュペ内閣、補正予算案を閣議了承

ジュペ内閣は、6月28日の閣議において、95年度補正予算案を了承した。同予算案は、失業問題の改善とマーストリヒト条約のコンバージェンス・クライテリア達成に向けた財政赤字の削減を企図したものであり、5月に就任したシラク大統領の選挙公約に沿ったものとなっている。なお、同予算案の概要（当初予算からの主な変更点）は、以下のとおり。

95年度補正予算案

(単位 億 フラン)

歳 入	△193
歳入の当初見込み比下振れ	△110
付加価値税引き上げ (18.6%→20.6%)	174
法人税引き上げ (10%)	120
富裕税*引き上げ (10%)	9
歳 出	190
歳 出 削 減	△190 (△ 84)
国債利払い費の当初見込み比上振れ	117
雇用対策追加支出	71
社会保障費の当初見込み比上振れ	46
防衛費追加支出	29
住宅取得補助等追加支出	24
その他の支出増	93

*富裕税は、447万フランを超える資産に対して課税。

◆欧州各国中央銀行、政策金利を変更

欧州各国中央銀行は、以下のとおり政策金利を変更した（（ ）内は実施日）。

フランス銀行	(7月6日)
5~10日物現先オペ金利	7. 50%→7. 25%
	(7月20日)
	→7. 00%
スイス国民銀行	(7月14日)
公定歩合	3. 00%→2. 50%
デンマーク国立銀行	(7月6日)
公定歩合	6. 00%→5. 75%
スウェーデンリクスバンク	(7月5日)
公定歩合	7. 00%→7. 50%

◆韓国政府、外国人の株式保有比率上限を引き上げ

韓国政府（財政経済院）は、5月3日、現在12%となっている銘柄ごとの外国人の株式保有比率の上限を6月1日から15%に引き上げることを発表した。

なお、韓国では、外国人による対内株式投資は、92年1月に初めて認められた後、93年に発表された「新経済5か年計画」に沿って外国人の株式保有比率上限が徐々に緩和されてきている（92年1月10%→94年12月12%→95年6月15%）。

◆台湾中央銀行、投資規制を緩和

台湾中央銀行は、6月19日、金融自由化の一環として海外機関投資家による株式投資に関する規制を緩和した。具体的には、海外機関投資家が台湾に持ち込んだ資金の75%以上を3か月以内に株式に投資しなければならないとする規制を廃止したほか、海外機関投資家による定期

預金および短期金融商品への投資の持ち込み資金に対する比率の上限も引き上げた（10%→30%）。

◆シンガポール通貨庁、オフショア銀行のシンガポール・ドル建て総与信枠を拡大

シンガポール通貨庁（MAS）は、6月28日、オフショア銀行のシンガポール・ドル建て総与信枠を拡大した（1億シンガポール・ドル<約60億円>→1.2億シンガポール・ドル<約72億円>）。MASでは、今回の措置について、外銀の取引活発化を目的とした緩やかな金融自由化の一環である旨、表明している。

◆タイ政府、商業銀行5行の設立を認可する方針を決定

タイ政府は、6月20日、銀行間の競争を促し金融機関経営の効率化を図ることを目指して推進している「金融制度マスターplan」の一環として、商業銀行5行の設立を認可する方針を決定した。本年7月から10月まで申請を受け付け、来年4月に免許を交付する予定。認可の条件のひとつとして、本店をタイ中銀の支店のある地方都市へ置くことを義務付けており、政府の地方振興政策を反映した形となっている。今回の措置に基づいて銀行が新設されれば、66年以来30年ぶりの商業銀行設立、初の地方銀行となる。

◆マレーシア政府、金融・資本市場の自由化措置を発表

マレーシア政府は、6月22日、地域金融センターとしての地位の向上を目的とした金融・資本市場の自由化措置を発表した。今回の措置は、

①雇用者年金基金の国内株式投資比率の上限を9%から15%に引き上げるなどの資産運用業務の自由化、②クアラルンプール証券取引所の手数料体系の変更等取引コストの引き下げ、③株式担保の銀行貸出に対する上限規制の緩和（10→15%）等の金融規制の緩和、④準備預金制度の導入等による監督体制の整備、など5分野18項目に及んでいる。

◆マレーシア政府、ラブアン・オフショア市場の活性化措置を発表

マレーシア政府は、7月2日、6月22日の包括的な金融・資本市場の自由化措置に続いて、ラブアン・オフショア市場の競争力強化を目的とした一連の措置を発表した。今回の措置は、オフショア・インターバンク市場の確立とともにオフショアの投資信託業、保険業の育成を目指したものであり、主な内容としては、①一元的にオフショア業務を監督する大蔵省直轄の機関の設立、②オフショアで設定された投資信託に対するマレーシア国内株式への投資解禁、③税制優遇措置の一層の拡大、等が挙げられている。

◆中国人民銀行、公定歩合を引き上げ

中国人民銀行は、インフレ抑制を目的として、7月1日、公定歩合を平均0.24%、金融機関による貸出金利を平均0.96%引き上げた。中国人民銀行による今次引き締め局面における金利の引き上げは、93年5月、7月、本年1月に引き続き4回目。

中国の公定歩合および貸出金利の推移

(単位 %)

	期間6か月 （95年1月1日実施）	旧金利 (95年1月1日実施)	新金利 (95年7月1日実施)
公定歩合	期間6か月	10.71	10.98
	1年	10.89	11.16
運転資金 向け貸出	期間6か月	9.00	10.08
	1年	10.98	12.06
固定資産 投資向け 貸出	期間1年	11.70	12.24
	1~3年	12.96	13.50
	3~5年	14.58	15.12
	5年超	14.76	15.30